

議案第 4 3 号

羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 1 号)の一部改正に伴い、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認、その他の児童対象性暴力等の防止等に必要な措置を講じるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(児童対象性暴力等の防止)</p> <p><u>第 14 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>以下省略</p>